

北九州市MICE開催助成金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市内で開催されるMICEの主催者に対し、必要な資金の助成を行うことにより、MICEの積極的な誘致を推進し、国際コンベンション・シティ北九州の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてMICEとは、ミーティング（企業のミーティング、研修、セミナー）、インセンティブ・ツアー（企業等が社員に行う視察・報奨・研修旅行）、コンベンション（大会、学会、会議、講演会）、イベント・エキシビション（文化・スポーツイベント、展示会、見本市）等の催しをいう。

(助成対象事業)

第3条 MICE開催助成金（以下「助成金」という。）の対象事業は、北九州市内で開催されるMICEで、次の各号に該当し、助成を行うことが必要と認められるものとする。

- (1) 学術・技術・文化・芸術・スポーツの振興に寄与するもの。
- (2) 産業・経済の振興に寄与するもの。
- (3) 本市の国際性を高め、都市イメージの向上に寄与するもの。

(除外事業)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、助成対象事業とはしない。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの。
- (3) 参加規模が九州規模に満たないもの。
- (4) 前年度に助成金の交付を受けたもの。
- (5) 北九州市から資金助成を受けているもの。但し、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (6) 北九州市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団が開催するもの。
- (7) 同条第2号に規定する暴力団員が役員となっている団体が開催するもの。
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体が開催するもの。

第2章 審査会

(審査会)

第5条 助成金の適正な運用を図るため、MICE開催助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第6条 審査会は、財政・変革局財務部長、都市ブランド創造局観光にぎわい部長、公益財団法人北九州観光コンベンション協会事務局長を常任とし、必要に応じ対象事業の関係部長で構成する。

(会議)

第7条 審査会は、都市ブランド創造局観光にぎわい部長が主宰する。

2 審査会は、特に必要のある場合のほか、年1回都市ブランド創造局観光にぎわい部長が召集する。

(所掌)

第8条 審査会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の額の承認。
- (2) 助成金交付状況の確認。
- (3) その他審査会が必要と認める事項。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、都市ブランド創造局MICE・エンターテインメント課において処理する。

第3章 助成金

(助成限度額)

第10条 助成対象事業に係る助成は、予算の範囲内において行うものとし、その限度額は、1つの事業につき、開催総経費の20%以内の額。ただし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。

2 前項の場合において、市長が特に必要と認めるときは、同項による額を超えて助成することができる。

(その他)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、都市ブランド創造局長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成6年5月1日から施行する。

2 第1条、第4条第1項第1号、第4条第1項第4号及び第10条第1項の適用については、令和9年3月31日までの間、次の各号のとおりとする。

(1) 第1条の適用については、「主催者に対し」とあるのは「主催者及びインセンティブ・ツアーを取り扱う旅行会社に対し」とする。

(2) 第4条第1項第1号の適用については、「営利目的とするもの。」とあるのは「営利目的とするもの。ただし、インセンティブ・ツアーを除く。」とする。

(3) 第4条第1項第4号の適用については、「前年度に助成金の交付を受けたもの。」とあるのは「前年度に助成金の交付を受けたもの。ただし、国際会議を除く。」とする。

(4) 第10条第1項の適用については、「1つの事業につき、開催総経費の20%以内の額。ただし、その額が500万円を超えるときは500万円とする。」とあるのは「1つの事業につき、開催総経費の30%以内の額。ただし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円とする。国際会議、全国規模の学会・大会を開催する場合に限り、1つの事業につき、開催総経費の50%以内の額。ただし、その額が1,500万円を超えるときは1,500万円とする。」とする。

付 則 (平成15年5月1日決裁)

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

付 則 (平成15年11月1日決裁)

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

付 則 （平成20年3月28日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 （平成21年2月9日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 （平成21年11月1日決裁）

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則 （平成22年3月1日決裁）

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

付 則 （平成22年4月1日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 （平成26年3月31日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 （平成26年6月30日決裁）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

付 則 （平成28年4月1日決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 （平成29年4月1日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 （平成31年4月1日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 （令和2年4月1日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 （令和4年4月1日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 （令和6年3月26日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 （令和6年4月1日決裁）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。